度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

M_{12} ＝ 0.0300
M_{13} ＝ 0.0318
M_{14} ＝ 0.0212
M_{15} ＝ 0.0246
M_{16} ＝ 0.0249
M_{17} ＝ 0.0250
M_{18} ＝ 0.0238
M_{19} ＝ 0.0254
M_{20} ＝ 0.0255
M_{21} ＝ 0.0244
M_{22} ＝ 0.0240
M_{23} ＝ 0.0233
M_{24} ＝ 0.0126
M_{25} ＝ 0.0124
M_{26} ＝ 0.0045
M_{27} ＝ 0.0018
M_{28} ＝ 0.0021

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成 6 年 3 月 31 日付け鉄財第 98 号、自治企一第 37 号）に基づき施行する事業をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成 6 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の 6 月 1 日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和 58 年度から平成 2 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

P　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資す

度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

M_{12} ＝ 0.0300
M_{13} ＝ 0.0318
M_{14} ＝ 0.0212
M_{15} ＝ 0.0246
M_{16} ＝ 0.0250
M_{17} ＝ 0.0250
M_{18} ＝ 0.0253
M_{19} ＝ 0.0256
M_{20} ＝ 0.0256
M_{21} ＝ 0.0245
M_{22} ＝ 0.0241
M_{23} ＝ 0.0131
M_{24} ＝ 0.0126
M_{25} ＝ 0.0054
M_{26} ＝ 0.0045
M_{27} ＝ 0.0018

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成 6 年 3 月 31 日付け鉄財第 98 号、自治企一第 37 号）に基づき施行する事業をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成 6 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の 6 月 1 日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和 58 年度から平成 2 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

P　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資す